

第13回講義

多数当事者の債権関係 1：分割債権関係・不可分債権関係
＋連帯債務（の最初の部分）

2012/05/28

松岡 久和

【序論】（E66-67、中田414-421）

1 多数当事者の債権関係とは

- ・ 1 個の給付について複数の債権者や債務者が存在する場合の問題
- ・ 共通の問題点
 - ①対外的効力：債権者や債務者の1人が全部の請求や履行を行えるか。
 - ②相互影響：数人のうちの1人について生じた事由の・他の者への影響。
 - ③対内関係：1人が受けた全部給付をどう分配するか、全部の弁済を行った一人は他の債務者に対してどのように求償できるか。
- ・ 重要な視点：人的担保として債権の履行を確実にし、その効力を強化する機能。

2 共同所有形態との関係

(1) （準）共有（264条）の特則としての「多数当事者の債権関係」

(2) 債権・債務の合有的帰属 **例** 組合の債権・債務

- ・ 財産は全員に帰属し、各人は清算に至るまでは観念的な持分しかない。
- ・ 債権の取立てや処分は全員が共同でしかできない（実際には委任によって代表者が行う）。取り立てた物は、合有財産になる。
- ・ 債務については、全員が合有財産によって全額の履行責任を負い、併せて、構成員各人は固有財産によって負担部分の範囲で分割責任を負う（675条）。

(3) 債権・債務の総有的帰属 **例** 入会や権利能力なき社団の債権・債務

- ・ 債権・債務は団体に帰属し、各人は観念的な持分すらない。
- ・ 債権の取立てや処分は団体の意思決定手続に基づいて、代表者が団体を代表して行い（代表による）、取り立てた物は総有財産になる。
- ・ 債務については、原則としてもっぱら総有財産が責任を負い、構成員各人は固有財産による責任を負わない（異なる見解も有力）。

Case 13-1 AはXから居住用の甲建物を月額20万円で賃借して妻Y₁・未成年の子どもY₂と一緒に住んでいたところ、遺言を残さず死亡し、Y₁・Y₂と成人して別の場所に住んでいる子どもY₃がAを相続した。Y₃は、実際に住んでいないため甲を必要としない。Y₃はXに対して賃料支払義務を負うか。負うとすると月額いくらか。

Case 13-2 YはAから居住用の甲建物を月額20万円で賃借していたところ、Aが遺言を残さず死亡し、妻X₁と成人して別の場所に住んでいる子どもX₂がAを相続した。X₂は、A死亡後、賃料20万円分をYから毎月請求することができるか。

【分割債権関係】（E68-70頁、中田421-424頁、427-428頁）

1 意義

- ・分割原則—一個の可分給付を内容とする債権・債務は、複数の債権・債務に分解。
←個人主義・自由主義思想。

2 対外的効力

- ・債権債務は**平等割合**と推定されるが、特約や法律の規定（**例**相続分）があれば相手方の知・不知にかかわらずそれに従い、分割され、各債権者は分割後の各自の債権額の限度でのみ請求可能、債務者は分割後の各自の債務額の限度でのみ責任を負う（427条）。
- ・分割債権者の自己の債権額を超える請求は他人の債権の行使。それへの弁済は非債弁済（705・703条）。
- ・分割債務者の自己の債務額を超える部分の履行は第三者弁済（474条）。

3 相互影響

- ・無影響（**相対的効力の原則**）：複数の債権者・債務者の1人について無効・取消原因があっても、無効なのはその者との関係のみで、全体がどうなるかは無効論の一般問題。

4 対内関係

- ・債権の準占有者への弁済（478条）等によって全部の履行が有効となる場合、債権喪失者は、全部弁済受領者に不法行為による損害賠償請求または不当利得返還請求可能。
判例 PⅢ-125：相続分を超えて払戻を受けた現金は遺産分割の対象とはならず、通常訴訟において不法行為や不当利得を理由とした請求が可能
- ・全部弁済をした債務者の一人は、第三者弁済として契約・事務管理・不当利得などによる求償や代位（499条以下）が可能。

5 分割原則の問題点

- ・共同相続の場合に債務を分割として良いか。

判例 最判昭34・6・19民集13巻6号757頁(PⅢ-126)：相続債務は、連帯債務であっても当然に分割され、承継した範囲で他の連帯債務者と連帯するにすぎない。

※もっとも、銀行実務は共同相続人の一部のみによる預金の払戻請求には応じない。

PⅡ81①＝PⅢ122：相続開始から遺産分割までの間に遺産である賃貸不動産から生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産として、各相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得し、後にされた遺産分割の影響を受けない。

批判 分割債務：①取立てが煩瑣、②債権者の負担部分確知は困難、③無資力者からの回収不能＝相続という偶然事情による債権の効力弱化

分割債権：④分割の場合の担保責任（912条）との牴触

- ・様々な学説の対立（遺産分割前を主として想定）

合有説：共同相続人全員による債権行使、全員に対する請求が可能

不可分説：1人による全額行使、各人に対する全額請求が可能（428・430条）

分割説（判例支持）：相続人分の責任財産が増えるので債権者に不利なだけではない。

※分割原則を認めつつ連帯債務の場合にはそれを適用しないとする説も有力。

Case 13-3 A・B・Cは、競走馬をXから買い受け、次いで、Yに転売した。代金債務はいずれの売買契約でも、履行期が定められておらず、不可分と明記されていた。

- 1) XがAにのみ支払請求をすれば、B・Cは履行遅滞に陥るか。
- 2) AのみがYに支払請求をすれば、B・Cの債権の消滅時効は中断するか。

【不可分債権関係】（E70-72頁、中田425-427頁、455-460頁；位置づけが非常に特徴的）

1 意義

- ・不可分債権（428条）・不可分債務（430条）：性質上又は特約による不可分の給付を内容とする債権・債務で債権者 and/or 債務者が複数の場合。

不可分債権の例 一個の物の引渡し（賃借物の返還債務につきPⅡ82、売主の共有立木の引渡しにつきPⅡ82②）、共同して供託した有価証券の返還請求

- ・複数債務者の受ける反対給付が不可分の場合も性質上、不可分債務となる。

例 共同相続した賃借人の賃料債務（PⅡ81・83。賃料債権は分割債権。PⅡ81①＝PⅢ122）、不可分物買主が共同相続した場合の代金債務

※複数債務者の移転登記義務は債務者全員の協力が必要なので不可分債務でない（最判昭36・12・15民集15巻11号2865頁は不可分債務とするが、必要共同訴訟でないとの理由付けのためのみであり、事案は、所有者の相続人として共同相続登記をした戸籍上の父母のうち生母が別にいるらしいことから父のみを被告に所有権移転登記をした事例であり、移転登記義務は不可分債務ではありえない。最判昭38・10・1民集17巻9号1106頁、最判昭44・4・17民集23巻4号785頁も必要的共同訴訟でないという点のみが上告審の争点）。

2 対外的効力

(1) 不可分債権

- ・各債権者は全部の履行請求が可能。単独で給付請求訴訟が提起でき、強制執行もできる。債務者も総債権者のために全部履行が可能。

(2) 不可分債務

- ・債権者は各債務者に全部の履行請求が可能（430・432条）。
- ・債務者の一人が破産した場合、全額での配当加入が可能（430・441条）。
- ・各債務者は総債務者のために全部の履行が可能。

3 相互影響

(1) 不可分債権

- ・履行請求の絶対効。それ以外は弁済・供託を除き相対効（429条）。
- ・一人の債権者が更改や免除を行った場合、他の債権者の履行請求に対し、債務者は更改等をした債権者に分与されるべき利益の償還を主張できる（429条1項ただし書）。
←求償の循環による不便の回避

(2) 不可分債務

- ・弁済等による債務の満足による消滅や弁済の提供・受領遅滞には絶対効があるが、履行請求には絶対効はない！
- ・債権者と一人の債務者の間で更改や免除を行っても、他の債務者は全部の給付義務を

免れないが、全部を履行したその債務者は、更改等をした債務者の負担部分相当額の利益を債権者に償還請求できる（430・429条1項ただし書）。

- ・その他はすべて相対効。

4 対内関係

- ・いずれの場合も負担部分は全員平等と推定（427条の適用ないし類推適用）。

(1) 不可分債権

- ・内部関係に応じた分配請求権。

(2) 不可分債務

- ・内部関係に応じた求償権（430・442条以下）。

5 不可分債権関係の解消

- ・給付が可分に変じれば（例1個の物の給付の損害賠償への変化、不可分特約の変更）、分割債権関係に移行する（431条）。
- ・不可分債務の性質上の変更に対しては、担保力を弱めるとの批判がある。

【連帯債務】（E72-73、中田428-433）

1 意義と機能

(1) 意義

- ・数人の債務者が同一内容の可分給付についてそれぞれ独立して全部の給付をなすべき義務で、全部の給付により総債務者の債務が消滅するもの。

(2) 歴史的な意義と機能の変化

- ・ローマ法：原初形態（氏族・家族共同体の債権債務）から事業共同体の債権債務、法律規定や契約による損害賠償債務への拡大。債権債務の相続肯定や訴訟代理に伴う連帯債権関係の意義の低下。
- ・各国法での契約や遺言による連帯債務関係と法律規定による損害賠償債務等の連帯責任の分化（絶対的効力での差異）。

(3) 機能のシフト

- ・①保証同様の債権担保機能：連帯保証認定の厳格さの補充
- ②共同事業者関係：組合法理・権利能力なき社団法理への吸収
- ③損害賠償債務等の連帯責任→いわゆる不真正連帯債務論

(4) 性質

- ・具体的効果を説明するために複数債務説を採る見解が通説。
 - ①全部給付義務・義務の一倍額性
 - ②負担部分に応じた求償
 - ③付従性の欠如
 - ④一定の絶対的効力事由
 - ⑤一人に対する債権の譲渡可能性
 - ⑥各債務態様（条件・期限・利率・担保設定等）の多様性
- ・絶対的効力事由の説明方法としての主観的共同関係説と相互保証説については次回。